

# 退職手当請求書

年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町村長



職員が退職したので、次のとおり退職手当を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

団体・職員番号			フリガナ			(職 種)
			氏 名			
退職年月日	年 月 日	年 齢	歳	退職事由		
住 所						
死亡退職等の 場合の受給者	フリガナ			住 所		
	氏 名				職員との 続 柄	
基 礎 在 職 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日		年 月		
休 職 等 の 期 間	(事由)	年 月 日 ~ 年 月 日		除 算 期 間	年 月	
		年 月 日 ~ 年 月 日			年 月	
		年 月 日 ~ 年 月 日			年 月	
		年 月 日 ~ 年 月 日			年 月	
					計 年 月	
退 職 手 当 の 算 定 の 基 礎 と な る 勤 続 期 間						年 月
退職日給料月額 ①	( 級 号給) 円	退職手当基本額算定 上の給料月額 ②	(① ) 円	退職手当基本 額の支給率 ③	月	
退 職 手 当 の 調 整 額 区 分		退職手当基本額	円	基本額の特例	円	
第 号区分	円 × 月 = ⑥	④ = ② × ③		⑤ (計算は別紙)		
第 号区分	円 × 月 = ⑦	退職手当調整額	円	短期勤続者の 調整額	円	
第 号区分	円 × 月 = ⑧	⑨ = ⑥ + ⑦ + ⑧		⑩ = ⑨ × 0.5		
新 条 例 退 職 手 当 額 ⑪ = ④ 又は ⑤ + ⑨ 又は ⑩				円		
新条例切替日前日までの支給率等		新条例切替日前退職手当額		退 職 手 当 支 給 額		
年 齢	勤続年数	旧条例支給率⑫	⑭ = ⑫ × (⑬ )	⑮ = ⑪ 又は ⑪ < ⑭ の場合 ⑭ の額		
歳	年	月		円		
給料月額 ⑬	円			円		
退職事由による特別負担金(1)			給料月額による特別負担金(2)			
支給条例第3条 第1項の支給率 ⑯		月	退職日給料月額(退職日給料月額が 退職の1年前の号給より4号給を超 えている場合は4号給上位の額) ⑰	( 級 号給) 円		
特別負担金(1)の額算定上 の退職手当額 ⑰ = ① × ⑯ 旧条例適用は ⑬ × ⑯		特別負担金(1)の額 ⑱ = ④ 又は ⑤ - ⑱ 旧条例適用は ⑭ - ⑱	特別負担金(2)の額算定上 の退職手当額 ⑲ = ③ × (⑰ × ) 旧条例適用は ⑫ × (⑰ × )	特別負担金(2)の額 ⑲ = ④ 又は ⑤ - ⑲ 旧条例適用は ⑭ - ⑲		
円		円	円	円		
特別負担金⑲ = ⑱ + ⑲		円	計 ⑲ + ⑲	円		
調整額特別負担金⑳ = ⑨ 又は ⑩		円		円		

※ 死亡退職の場合⑰の4号給は8号給に、⑯の支給率は③の支給率に読み替える。

(別紙)

## 計 算 書

基本額の特例(支給条例第5条の2)

退職手当基本額＝特定減額前給料月額×減額日前日までの勤続期間に応じた支給率＋  
退職日給料月額×(退職日までの勤続期間に応じた支給率－減額日前日までの勤続期間  
に応じた支給率)

特定減額前給料月額①	減額日前日支給率(ロ)	基本額 ②＝①×(ロ)
退職日給料月額 ③	退職日支給率(イ)－(ロ)	基本額 ④＝③×[(イ)－(ロ)]
退職手当基本額の特例 ②＋④		

定年前早期退職の特例(支給条例第5条の3)

退職手当基本額＝特定減額前給料月額×[1+(定年年齢－退職年齢)×2%]×減額日  
前日までの勤続期間に応じた支給率＋退職日給料月額×(1+(定年年齢－退職年齢)×  
2%)×(退職日までの勤続期間に応じた支給率－減額日前日までの勤続期間に応じた支給率)

特定減額前給料月額×[1+(定 年年齢－退職年齢)×2%]①	減額日前日支給率(ロ)	基本額 ②＝①×(ロ)
退職日給料月額×[1+(定年年 齢－退職年齢)×2%] ③	退職日支給率(イ)－(ロ)	基本額 ④＝③×[(イ)－(ロ)]
退職手当基本額の特例 ②＋④		